登米市立佐沼中学校学校運営協議会会則

（名称）
第１条　本協議会は、登米市立佐沼中学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）
第２条　協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進めることにより、学校と双方向の信頼関係を深め、地域・家庭及び学校がもつ教育力を高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を目指すとともに、より良い学校づくり・地域づくりを目指すものとする。

（役割）
第３条　協議会の役割は、次のとおりとする。
(1) 学校教育目標及び経営方針の承認
(2) 教育課程の編成に関する基本方針の承認
(3) 学区の教育活動充実のため、家庭・地域が学校に支援・協力する内容について協議し、企画・運営すること
(4) 生徒の健全育成や安全確保のために、学校と家庭・地域が一体となって取り組む内容について協議し、企画・運営すること
(5) 学校施設を活用した地域・家庭の教育力向上を図るための内容について協議し、企画・運営すること
(6) 校長が必要と認める事項についての協議
(7) その他、第２条の目的に応じて、協議会の発案によること

（委員）
第４条　協議会の委員は２０名以内とし、次に掲げる者の内から、本会の趣旨に賛同し教育委員会から任命を受けた委員で組織する。
(1) 本校に在籍する児童又は生徒の保護者
(2) 本校の通学区域の地域住民
(3) 本校の校長及び教職員
(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
２　委員の任期は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとし、再任は妨げない。

（委員の服務）
第５条　委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
２　前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
(1) 協議会及び学校の運営に支障をきたす行為
(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
(3) 前２号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行を行うこと

（役員）
第６条　協議会に会長１名、副会長２名の役員を置き、委員の互選により選出する。
２　会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職を行う。

（会議）
第７条　会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。
２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
３　会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　会長は、必要があるときは、校長と協議の上、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
５　会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

（運営への参画等）
第８条　協議会は、学校の運営について地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

（運営に関する評価と報告等）
第９条　協議会は、学校運営状況等について、毎年度１回以上の評価を行うものとする。
２　協議会は、毎年度、会議の開催状況その他の協議会の運営状況について、教育委員会に報告しなければならない。
３　協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど、情報発信に努めなければならない。

（指導及び助言）
第10条　協議会は、必要に応じ、教育委員会の指示及び指導・助言を受ける。

（委員の解任）
第11条　委員から申し出があったときのほか､次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。
(1) 第５条の守秘義務に違反したとき
(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき
(3) その他、解任に相当する事由が認められたとき

（事務局）
第12条　協議会の事務局は、佐沼中学校に置く。

附則
この会則は、平成３１年４月１日から施行する。